

申請したいけどよくわからない！事業主・一人親方・外注手間請・常用等の方々に向けた

持続化給付金

手続相談・パソコン申請サポートやっています！

持続化給付金は新型コロナウイルスの影響により売上が減ってしまった事業主に対し、国が事業継続を目的に現金を給付する制度です。給付される金額は、個人事業主(一人親方・外注・手間請等を含む)に対しては最大100万円、法人事業主に対しては最大200万円となっており、申請から1~2週間程度を目安に指定した銀行口座に入金されます。申請はインターネットのみとなっていますが心配いりません。土建のパソコンで入力無料サポートをいたします。興味のある方は下記のポイント3点をご確認の上、支部までご連絡ください！組合員の方・これから組合員になる方、ご相談いたします！

★申請のためにその①~どんな制度？自分は関係ある？両方当てはまれば第1段階クリア！

- 2019年以前から事業収入があり、確定申告をしている
 - 今年1月以降、コロナの影響等により50%以上売上が減った月がある
- ※特例を利用する場合には要件が異なる場合があります。

★申請のためにその②~心配しなくても書類はカンタン！必要書類をチェック！

一人親方・手間請を含む個人事業主（最大給付額100万円）

- ① 令和元年（平成31年）分確定申告書の控え
- ② 前年の同じ月と比べて50%以上売上が下がった月の資料（売上台帳・請求書・出面等）
- ③ 本人名義の銀行の通帳
- ④ 身分証明書(運転免許証など)

株式会社・有限会社など法人事業主（最大給付額200万円）

- ① 直近事業年度の確定申告書の控え
 - ② 前年の同じ月と比べて50%以上売上が下がった月の資料（売上台帳・請求書・出面等）
 - ③ 法人名義の銀行の通帳
 - ④ 設立年月日・資本金のわかる物（メモ可）
- ※特例を利用する場合には必要書類が異なる場合があります。

★申請のためにその③~相談は予約制！東京土建江戸川支部へ事前に電話で申し込み！

TEL 03-3655-6448

組合未加入の方も組合に入れば相談できます！